

令和7年10月

お客さま各位

静清信用金庫

## 貸金庫規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、金融庁が発表した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を受け、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保や貸金庫業務の適正化等を図るため、貸金庫規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前より貸金庫をお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきますので、ご了承ください。

規定改定に伴いお客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

### 記

#### ◆改定する規定

貸金庫規定

※改定の内容につきましては、別紙の[新旧対照表](#)をご覧ください。

#### ◆改定日

令和8年4月1日

#### ◆改定内容

##### (1) 主な改定内容

- ① 貸金庫に保管いただけないものに現金を追加
- ② 貸金庫の利用目的(適切にご利用いただいていること)を書面等でご申告いただくことを追加
- ③ 当金庫による契約の解約事由の追加

##### (2) 格納いただけない現金について

日本円(注)、外国通貨とも格納いただけません。

(注) 日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ① [日本銀行ホームページ](#)に記載されている「現在発行されている銀行券・貨幣」の銀行券・貨幣
- ② 「①」と肖像が同一である銀行券(2007年発行停止の一万円券(福沢諭吉))

※詳しくは[日本銀行ホームページ](#)をご確認ください。

#### ◆ご留意点

(1)の②に記載の書面につきましては、順次お届けいただいている住所宛に郵送等させていただきます。お手元に届きましたら、ご申告をお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、[お取引店](#)までお問い合わせください。

以上

「貸金庫規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)新	旧
<p><u>1.この規定の取引に係る契約の成立</u></p> <p>2.<u>格納品の範囲</u>            (1) (略)            ①～③ (略)            ④前記第1号から第3号に掲げるものに準ずると認められるもの            (2)当金庫は前記第1項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。<i>(削除)</i></p> <p><u>(3)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u>            ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの            ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p> <p>3.<u>利用目的の確認</u>            (1)<u>貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申し出を行うこととします。</u>            (2)<u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>4.<u>契約期間等</u></p> <p>5.<u>利用料</u></p> <p>6.<u>鍵、カードの保管</u></p> <p>7.<u>暗証番号の登録</u></p>	<p>1. (この規定の取引に係る契約の成立)</p> <p>2.各納品の範囲            (1) (略)            ①～③ (略)            ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの            (2)当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。<u>なお、火薬、爆発物、化学薬品、腐食物、その他危険物等の格納は禁止いたします。</u>  <i>(追加)</i></p> <p><i>(追加)</i></p> <p>3.契約期間等</p> <p>4.利用料</p> <p>5.鍵、カードの保管</p> <p>6.暗証番号の登録</p>

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)新	旧
<p><u>8.貸金庫の開閉函等</u>  (1)～(4) (略)  (5)使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、正鍵により閉函し施錠してください。それをなされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、閉函後は顧客入力装置画面の退出ボタンの押下または扉前にある退室用解除装置を正鍵で解除したうえで退室してください。  (6) (略)</p> <p><u>9.届出事項の変更時</u></p> <p><u>10.鍵、カードの喪失時等の取扱い</u></p> <p><u>11.暗証番号の照合等</u></p> <p><u>12.損害の負担等</u>  (1) (略)  (2)前記第1項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。  (3) (略)</p> <p><u>13.反社会的勢力との取引謝絶</u>  この貸金庫は、第15条第3項第1号、第2号AからLおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、これら一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p><u>14.成年後見人等の届出</u></p> <p><u>15.解約等</u>  (1)この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードおよび届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。  (2)次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記第1項と</p>	<p><u>7.貸金庫の開閉函等</u>  (1)～(4) (略)  (5)使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、正鍵により閉函し施錠してください。それをなされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、閉函後は(追加)扉前にある退室用解除装置を正鍵で解除したうえで退室してください。  (6) (略)</p> <p><u>8.届出事項の変更時</u></p> <p><u>9.鍵、カードの喪失時等の取扱い</u></p> <p><u>10.暗証番号の照合等</u></p> <p><u>11.損害の負担等</u>  (1) (略)  (2)前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。  (3) (略)</p> <p><u>12.反社会的勢力との取引謝絶</u>  この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからLおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、これら一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p><u>13.成年後見人等の届出</u></p> <p><u>14.解約等</u>  (1)この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードおよび届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。  (2)次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続</p>

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)新	旧
<p>同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないうえにも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧法令に定める本人確認等における確認事項や第3条第1項に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨マネー・ロンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p> <p>(3)前記第2項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4)前記第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)前記第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開函のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開函に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用は借主の負担とします。また、当金庫が副鍵を使用して貸金庫を開函したうえは、借主が保管している正鍵と当金庫が保管している副鍵と共に使用できないようにするため、貸金庫函の鍵の取替えを行い、この鍵の取替費用についても借主の負担とします。</p> <p>(6)利用料、遅延損害金、公証人等の立会費用、鍵の取替費用、その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前記第5項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。</p> <p>(7)借主の信用金庫に対する預金、定期積金その他の債権がある場合には、前記第6項の記載に関わらず、借主が負担すべき費用の全額と、借主の信用金庫に対する預金、定期積金そ</p>	<p>きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないうえにも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4)前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (追加) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開函のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開函に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用は借主の負担とします。また、当金庫が副鍵を使用して貸金庫を開函したうえは、借主が保管している正鍵と当金庫が保管している副鍵と共に使用できないようにするため、貸金庫函の鍵の取替えを行い、この鍵の取替費用についても借主の負担とします。</p> <p>(6)利用料、遅延損害金、公証人等の立会費用、鍵の取替費用、その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。</p> <p>(7)借主の信用金庫に対する預金、定期積金その他の債権がある場合には、(追加) 第6項の記載に関わらず、借主が負担すべき費用の全額と、借主の信用金庫に対する預金、定期積金そ</p>

<p style="text-align: center;">(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p>の他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。なお、当金庫は、この相殺をするときは、書面により借主に通知するものとします。</p> <p>(8)前記第 7 項によって相殺をする場合には、債権の利息の計算期間は相殺実行の日までとし、預金、定期積金その他の債権の利率・利回りについては、預金規定、定期積金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金、定期積金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率・利回りにより 1 年を 365 日とし、日割りで計算します。</p> <p><u>16.貸金庫の修繕、移転等</u></p> <p><u>17.緊急措置</u></p> <p><u>18.譲渡、転貸等の禁止</u></p> <p><u>19.規定の変更</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)前記第 1 項によるこの規定の変更は、変更を行なう旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、<u>当金庫ホームページ</u>またはその他相当の方法で公表することにより周知します。</p> <p>(3)前記第 1 項、第 2 項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>の他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。なお、当金庫は、この相殺をするときは、書面により借主に通知するものとします。</p> <p>(8)前項によって相殺をする場合には、債権の利息の計算期間は相殺実行の日までとし、預金、定期積金その他の債権の利率・利回りについては、預金規定、定期積金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金、定期積金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率・利回りにより 1 年を 365 日とし、日割りで計算します。</p> <p><u>15.貸金庫の修繕、移転等</u></p> <p><u>16.緊急措置</u></p> <p><u>17.譲渡、転貸等の禁止</u></p> <p><u>18.規定の変更</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行なう旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、<u>インターネット</u>またはその他相当の方法で公表することにより周知します。</p> <p>(3)前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>